

羽村市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
～はむらカーボンハーフプロジェクト～

令和5(2023)年2月
東京都羽村市

目 次

1 計画の基本的事項	(頁)
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画の位置付け.....	1
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画の対象範囲.....	2
(5) 計画の対象物質.....	2
2 二酸化炭素排出量の状況	
(1) 市の事務事業における二酸化炭素排出量の推移.....	3
(2) 公共施設におけるエネルギー種別二酸化炭素排出量の内訳.....	3
(3) 電気使用に伴う二酸化炭素排出量.....	4
(4) 二酸化炭素排出量の多い公共施設.....	4
3 二酸化炭素排出量に関する削減目標	
(1) 目標設定の考え方.....	5
(2) 削減目標.....	5
(3) エネルギー種別削減目標.....	6
4 目標達成に向けた取組み	
(1) 取組みの方針.....	7
(2) 総排出量削減のための取組み.....	7
5 計画の推進	
(1) 推進体制.....	9
(2) 進行管理.....	10
(3) 職員への意識啓発.....	10
(4) 公表.....	10

1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の背景

本市においては平成18（2006）年に「羽村市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、平成25（2013）年に「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」（以下「統合実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進してきました。

このような中、平成27（2015）年に「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」が採択されるなど、環境を巡る国際的な潮流を受け、国でも令和2（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、令和3（2021）年4月には「温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことを中期目標として表明しました。

また、東京都においては、令和3（2021）年1月に「温室効果ガスを2030年までに2000年比で50%削減する」という目標を表明しました。

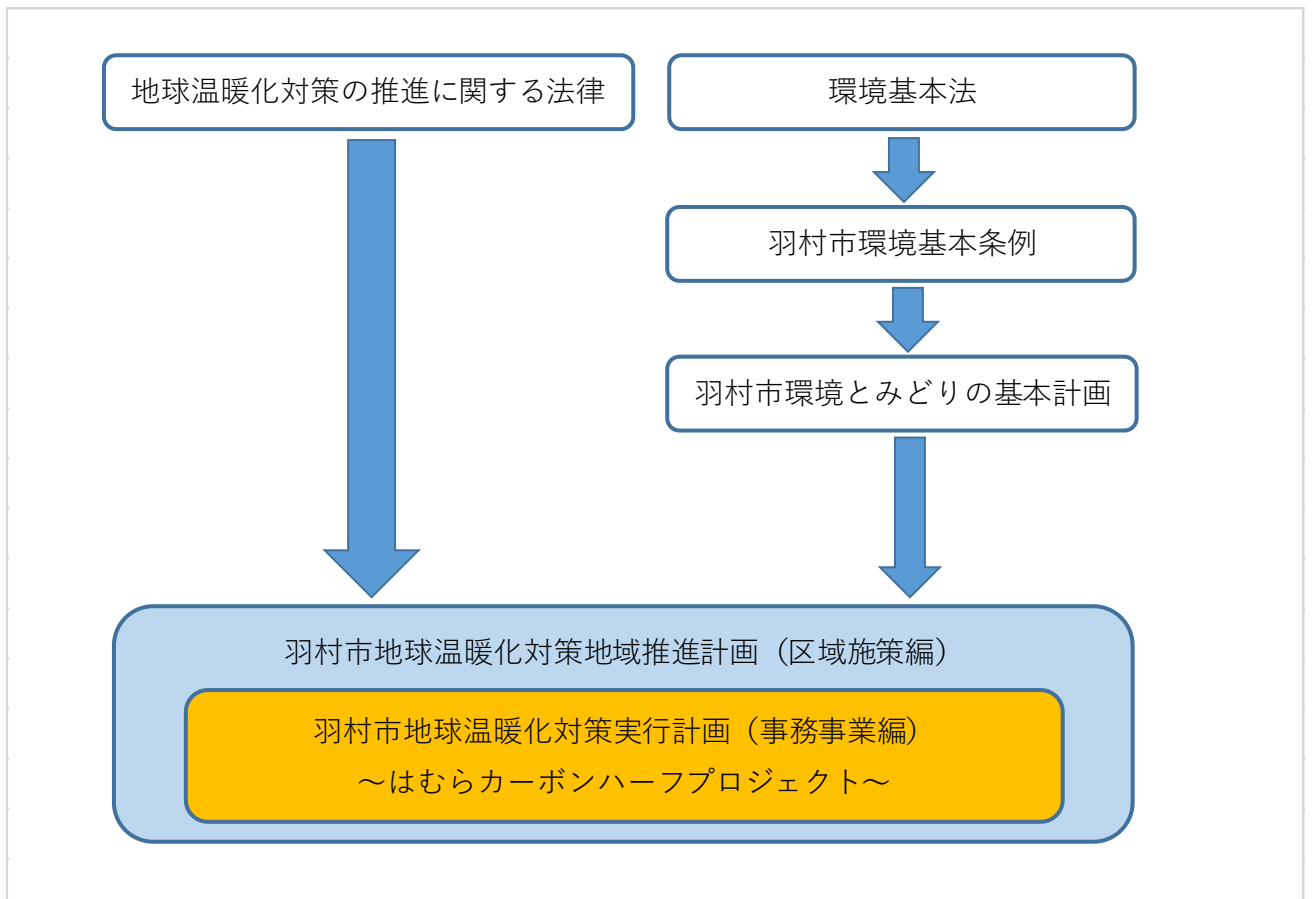
これらの動向を踏まえ、これまでの「統合実行計画」を見直すこととし、温室効果ガスの排出量削減等のための措置に関する計画として「羽村市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～はむらカーボンハーフプロジェクト～」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」です。

また、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」（区域施策編）は、市民、事業者、行政とともに市内全域での二酸化炭素の削減目標と方針を定めた計画です。

なお、「羽村市環境とみどりの基本計画」は、両計画の上位計画となります。



(3) 計画の期間

計画期間は令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とし、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

また、計画の基準年度は、令和4(2022)年3月に策定した羽村市地球温暖化対策地域推進計画と整合を図るため、平成25(2013)年度とします。

H25	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
2013	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基準 年 度	計画期間									

(4) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、市が実施するすべての事務事業(指定管理を含む)とします。

ただし、委託等により実施する事務事業は、受託者等に対し必要な措置を講ずるよう要請することとします。

(5) 計画の対象物質

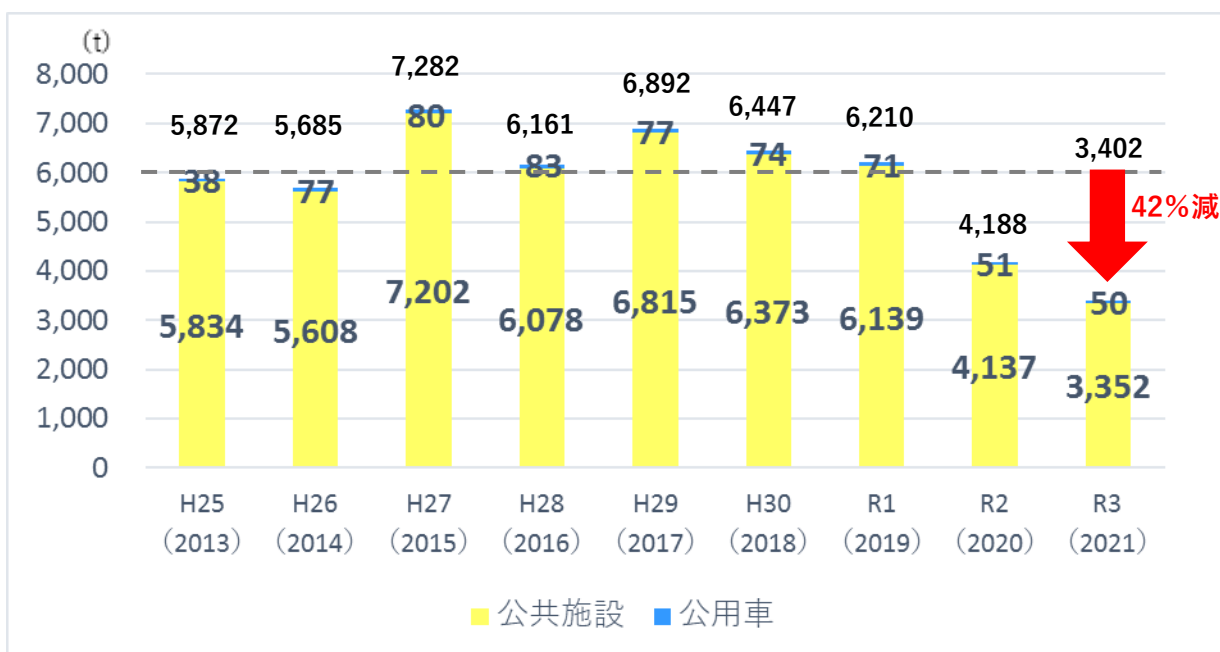
温対法第2条第3項では7種類の温室効果ガスが定められていますが、本計画で対象とする温室効果ガスは、最も一般的で地球温暖化への影響が大きく、かつ、日本で排出される温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素のみとします。

2 二酸化炭素排出量の状況

(1) 市の事務事業における二酸化炭素排出量の推移

市の事務事業において、基準年度である平成 25 (2013) 年度以降の二酸化炭素排出量の推移は下表のとおりです。

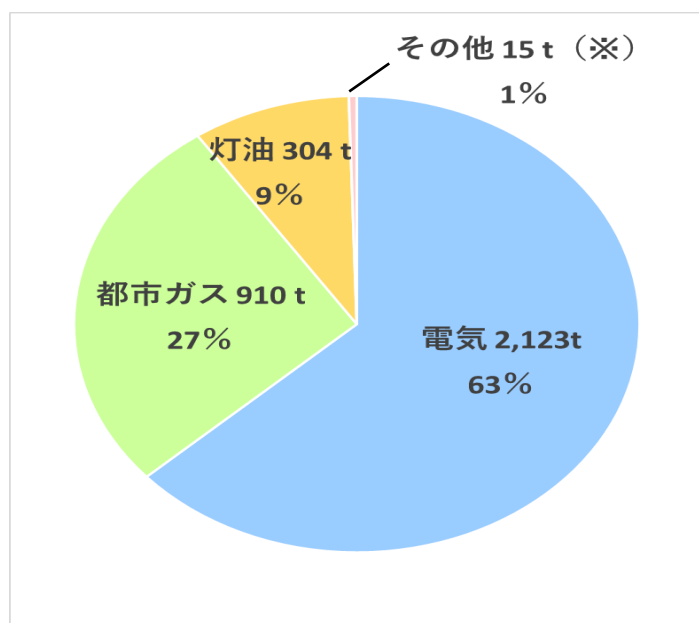
令和元 (2019) 年度までは基準年度の排出量を上回る年が多かったものの、令和 2 (2020) 年度からは新型コロナウイルス感染症感染拡大による施設の休館やイベントの中止等により、排出量は大きく減少し、令和 3 (2021) 年度の排出量は基準年度比で約 42%の減少となりました。



市の事務事業における二酸化炭素排出量の推移

(2) 公共施設におけるエネルギー種別二酸化炭素排出量の内訳

二酸化炭素排出量は、電気の使用に伴う排出が最も多く 6 割を占め、都市ガスが 3 割、灯油が 1 割を占めています。

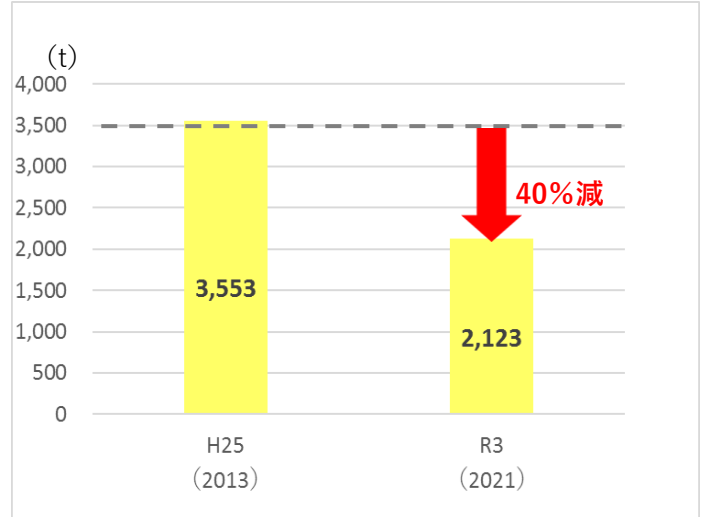
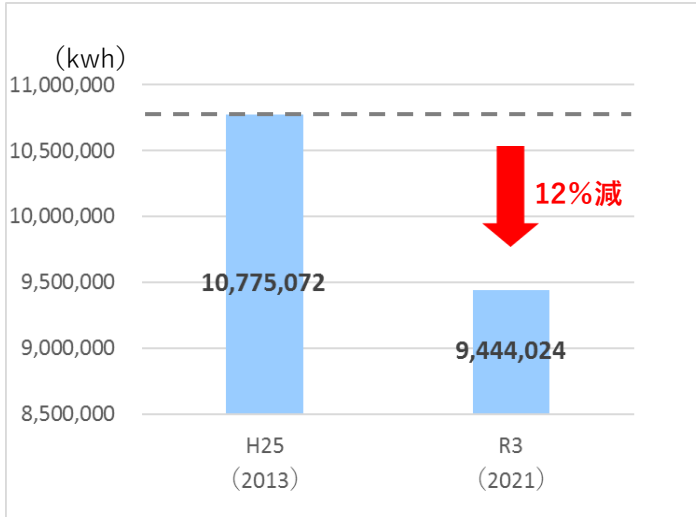


令和 3 (2021) 年度 エネルギー種別二酸化炭素排出量の内訳

(3) 電気使用に伴う二酸化炭素排出量

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、市の調達する電気の二酸化炭素排出係数（※）が大きく影響します。令和3（2021）年度の電気使用量（購入電気量）は、平成25（2013）年度に比べて12%減少していますが、二酸化炭素排出量は40%減少しています。

※二酸化炭素排出係数・・・単位電力あたりの二酸化炭素排出量を表すもので、発電方法により決定されるもの。



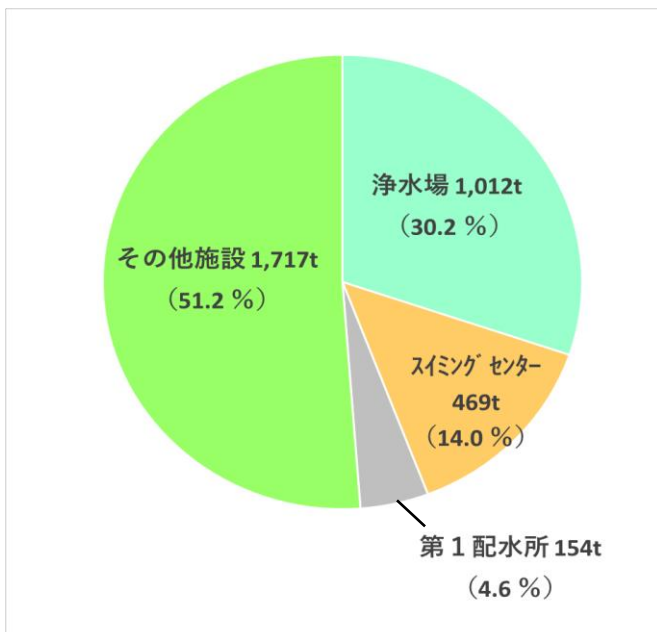
電気使用量 (購入電気量)

二酸化炭素排出量

	排出係数 (平均)	電力契約会社
H25 (2013)	0.348	東京電力エナジーパートナー(株)、日本ロジテック協同組合
R 3 (2021)	0.234	東京電力エナジーパートナー(株)、日立造船 (株)

(4) 二酸化炭素排出量の多い公共施設

令和3（2021）年度における二酸化炭素排出量のうち、浄水場からの排出量が30.2%と最も多く、次いでスイミングセンターが14.0%、第1配水所が4.6%となっており、上位3施設で公共施設全体の排出量の約半分を占めています。



二酸化炭素排出量が多い上位3施設と排出構成比

	施設名	二酸化炭素排出量 (t)	構成比 (%)
1	浄水場	1,012	29.8
2	スイミングセンター	469	13.8
3	第1配水所	154	4.5
4	第2配水所	151	4.4
5	市役所本庁舎・西分室	148	4.3
6	動物公園	129	3.8
7	羽村第三中学校	76	2.2
8	スポーツセンター	75	2.2
9	富士見小学校	75	2.2
10	いこいの里	74	2.2
11	松林小学校	74	2.2
12	羽村西小学校	63	1.9
13	コミュニティセンター	61	1.8
14	羽村第二中学校	41	1.2
15	栄小学校	39	1.1
16	羽村第一中学校	27	0.8
17	武蔵野小学校	26	0.8
18	ゆとろぎ	21	0.6
19	図書館	8	0.2
20	リサイクルセンター	8	0.2
	合計	2,732	80.3

二酸化炭素排出量が多い上位20施設と排出構成比

3 二酸化炭素排出量に関する削減目標

(1) 目標設定の考え方

国においては、平成 28 (2016) 年 5 月に策定した温対法に基づく政府の総合計画に位置付ける地球温暖化対策計画を 5 年ぶりに改訂し、令和 3 (2021) 年 10 月 22 日に閣議決定しました。

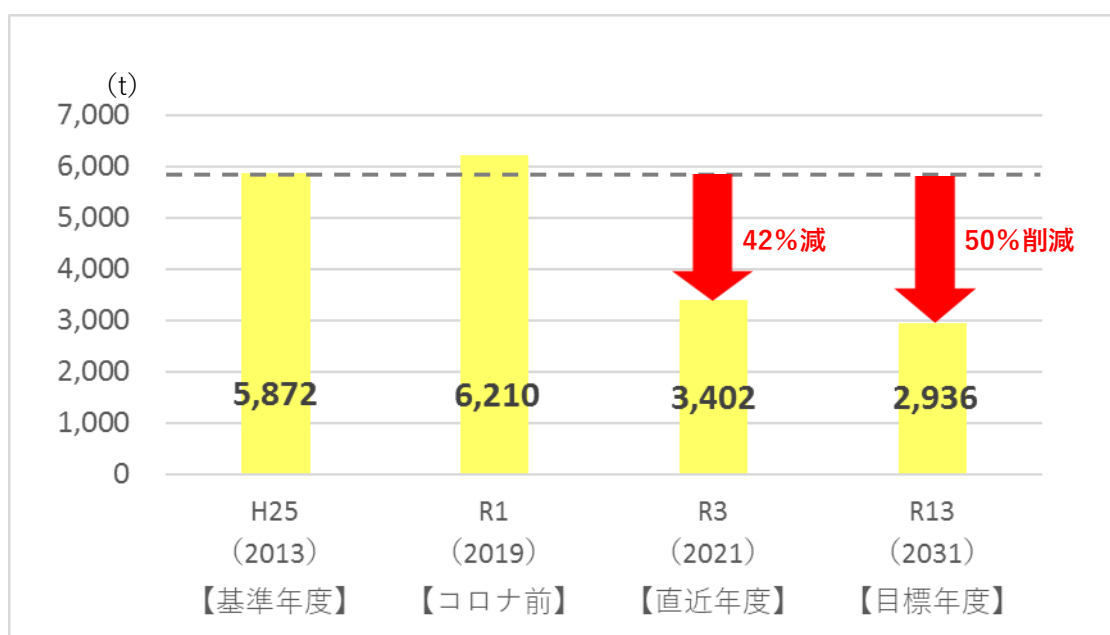
改訂された計画では、温室効果ガス削減目標を「我が国の中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」と掲げられ、前回の計画より高い目標となっています。(前回目標:2013 年度比 26%減)

そこで、本計画の目標は、国の温室効果ガス削減目標を踏まえ、設定を行います。

(2) 削減目標

2 (1) に示したとおり、令和 3 (2021) 年度における二酸化炭素排出量は、すでに基準年度比 42%減となっていますが、新型コロナウイルス感染症の収束後の状況を踏まえると、いかにして現在の排出量を上回ることなく、今後も削減していくことができるかがポイントとなります。また、羽村市地球温暖化対策地域推進計画(区域施策編)では、二酸化炭素排出量を令和 13 (2031) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 46%削減することを目指していますが、本計画(事務事業編)においては、市が一事業者として脱炭素化に向けた施策を率先して行うことで、市域の脱炭素化に繋げていきたいことから、区域施策編に掲げる目標を上回る削減目標を下記のとおり設定します。

令和13 (2031) 年度までに
平成25 (2013) 年度比で **50%削減**



年度別二酸化炭素排出量の推移

(3) エネルギー種別削減目標

目標年度（令和 13（2031）年度）におけるエネルギー種別二酸化炭素排出量の目安を下表に示します。

種別	H25（2013） 【基準年度】	R1（2019） 【コロナ前】	R3（2021） 【直近年度】	R13（2031） 【目標年度】		
	排出量（t）			排出量（t）	基準年度比	
					削減量（t）	削減率（%）
電気	3,553	4,648	2,123	1,753	1,800	-50.7
都市ガス	1,137	873	910	877	260	-22.9
重油	619	325	0	0	619	-100.0
灯油	489	267	304	292	197	-40.3
その他（※）	36	26	15	14	22	-61.1
揮発油（公用車）	38	71	50	0	38	-100.0
合計	5,872	6,210	3,402	2,936	2,936	-50.0

エネルギー種別二酸化炭素排出量の目安

※その他には、ガス LPG、揮発油、軽油が含まれる。

【上記削減目標を達成するための取組み】

電 気

- 再生可能エネルギー比率または二酸化炭素排出係数の低い電力の調達に努める。
- 太陽光発電等、再生可能エネルギー設備の積極的な導入に努める。

都市ガス

- メタネーション技術（※）を用いたガスの調達に努める。
 ※メタネーション技術・・・水素と二酸化炭素を化学反応させ、都市ガスの主成分であるメタンを合成する技術。合成メタンは燃焼時に二酸化炭素を排出するが、製造時の原料として、排気ガス等から回収した二酸化炭素を使うため、実質的に大気中の二酸化炭素は増えない。
- 電気エネルギーを用いる設備の導入、転換に努める。

灯 油

- 電気エネルギーを用いる設備の導入、転換に努める。

揮発油（公用車）

- 次世代自動車（EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド車、HV：ハイブリッド車等）を計画的に導入し、優先的に使用する。

4 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの方針

これまでの職員一人ひとりによる行動に加え、二酸化炭素の排出量に大きな影響を及ぼす以下の点に重点的に取り組むことで、着実に総排出量を削減していきます。

- 職員一人ひとりが、こまめに、自主的に、意識して取り組みます。
- 可能な限り二酸化炭素排出量が少ない電力の調達に努めます。
- より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ります。

(2) 総排出量削減のための取組み

この計画では、4(1)に掲げた方針を実行するための具体的な取組みを、下記のとおり定めます。また、各施設において、その施設で特に必要な取組みを随時定めることとします。

- 職員一人ひとりが、こまめに、自主的に、意識して取り組みます。

消灯の徹底

- 昼休み時間及び時間外（午前8時30分以前と午後5時15分以降）には不要な照明を消灯します。廊下・ロビー等の共用部分についても、業務に支障のない範囲で消灯します。
- 各職場の最終退出者は、パソコン、コピー機、プリンター等のOA機器の電源が切られていることを確認します。
- 事務室等で部分的に消灯できる場合は、業務に支障のない範囲で極力消灯します。
- 会議室、給湯室、更衣室等、断続的に使用しない箇所の消灯を徹底します。

用紙類の削減のための取組み

- コピーや印刷をする際は、事前確認、両面印刷、集約印刷、裏面印刷を心がけます。
- 庁内LAN、電子メールの活用や、資料の電子化、回覧等により、ペーパーレス化を進めます。

機器の待機電力等の削減

- パソコンは、90分以上使用しない時は、主電源を切ります。
- 頻繁に使用しない機器については、待機電力削減のためコンセントを抜いておきます。
- 電気製品を購入する場合は、消費電力や待機電力が少ない省エネタイプの製品を選びます。
(グリーン購入)

公用車関連の取組み

- 車を動かさないときは、短時間であってもエンジンを切ります。(アイドリングストップ)
- 加減速の少ない運転に努めます。
- カーエアコンを適正な温度に管理します。
- 可能な場合は、公用自転車を活用します。
- タイヤの空気圧調整等の車両整備を徹底します。

廃棄物削減のための取組み

- 職員一人ひとりがごみの減量に努め、ごみの分別を徹底します。

水道使用量の削減のための取組み

- 職員一人ひとりが、節水を心がけます。
- 漏水がないよう、維持管理を徹底します。
- 雨水の有効利用の可能性について検討します。

公共施設管理に関する取組み

- 室温は夏 28℃、冬 20℃を目安に保つよう調整します。(環境省推奨温度)
- 夏季はブラインドやグリーンカーテンを活用し、直射日光による室温の上昇を防ぎます。
- 午後 1 時から午後 4 時までの電力需要の多い時間帯の電気使用を抑制します。

グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）推進のための取組み

- 物品の購入の際は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づく「基本方針」に沿って、環境に配慮した製品を選択し、調達目標は 95%以上とします。
- 物品の購入、サービスの調達における契約の際は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく「基本方針」に沿って、環境に配慮した契約をします。
(それぞれの「基本方針」はデスクネッツー文書管理ー産業環境部ー環境保全課ー計画類ーはむらカーボンハーフプロジェクトを参照)

その他

- 事務の効率化を図り、残業を減らします。また、ノー残業デーを徹底します。
- クールビズ・ウォームビズを心がけます。
- エレベーターの使用は必要最低限とします。

■可能な限り二酸化炭素排出量が少ない電力の調達に努めます。

- 公共施設（特に二酸化炭素排出量の多い浄水場、スイミングセンターなど）への再生可能エネルギー比率または二酸化炭素排出係数の低い電力の調達に努めます。
- 太陽光発電等、再生可能エネルギー設備の積極的な導入に努めます。

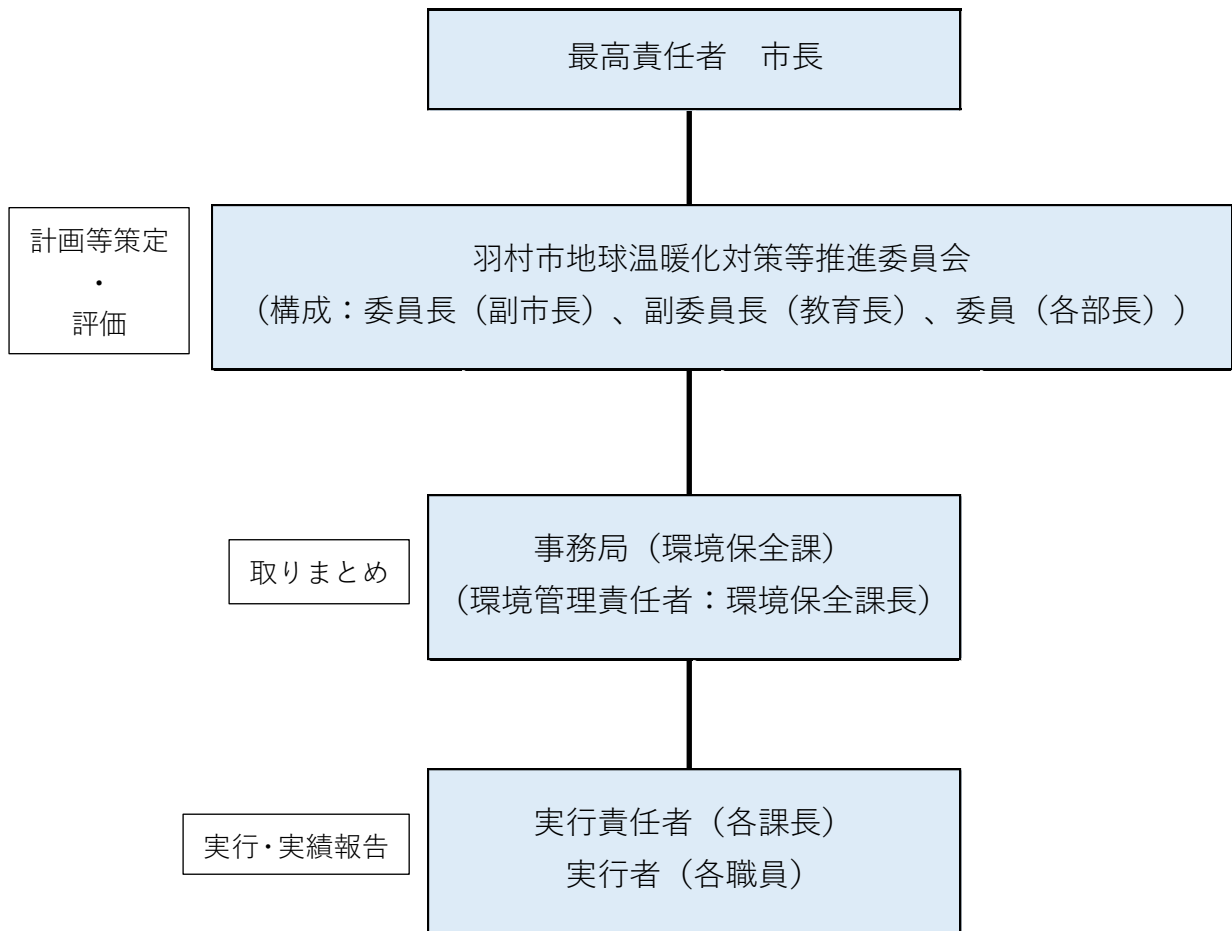
■より高効率な設備に転換し、省エネルギー化を図ります。

- 設備の新設、更新の際には、より高効率な設備（空調機器、建物の遮熱塗装、LED 照明等）の導入、転換に努めます。
- 特殊な用途のものを除き、次世代自動車（EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド車、HV：ハイブリッド車等）を計画的に導入し、優先的に使用します。

5 計画の推進

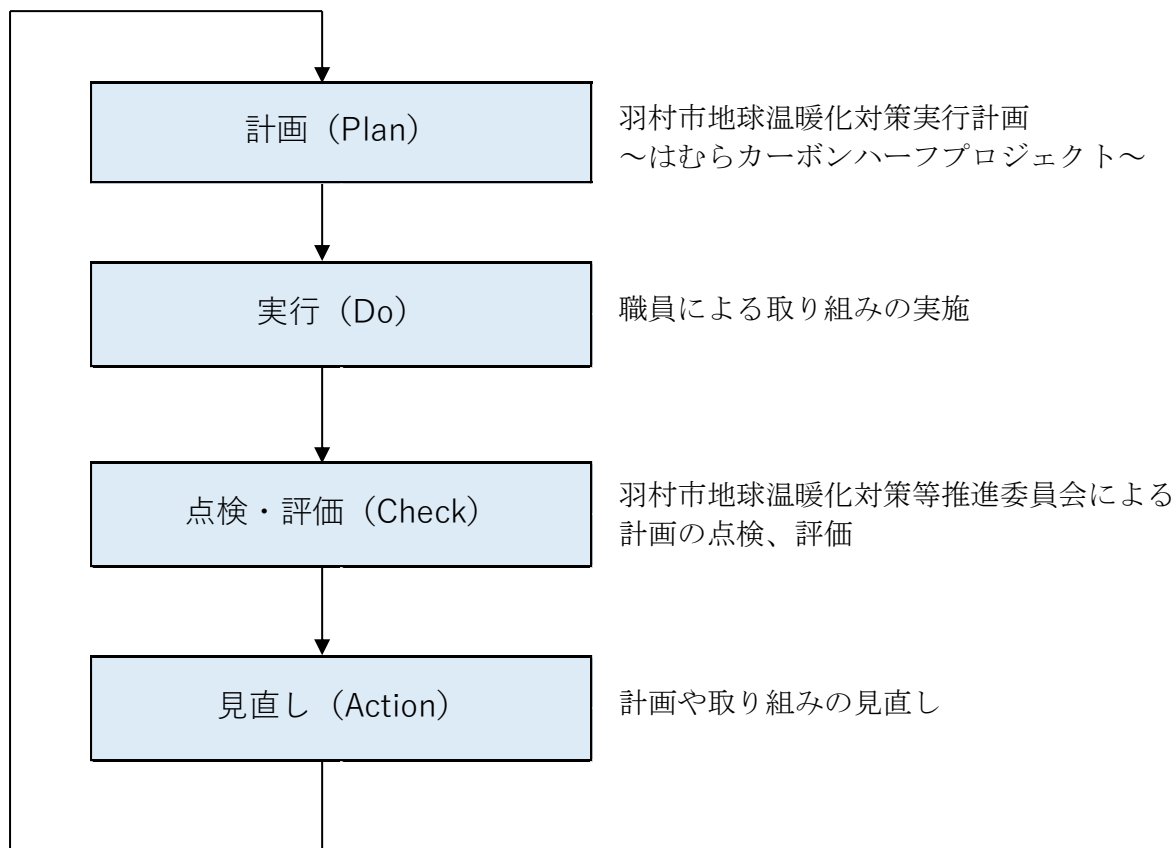
(1) 推進体制

この計画の取り組みを着実に実施し、目標を達成するための推進体制は、下図のとおりです。
職員は実行責任者のもと、この計画の取り組み内容を実践し、目標の達成に努めます。



(2) 進行管理

本計画における進捗状況の把握は、PDCA サイクルに基づき行い、毎年取組状況を点検します。



(3) 職員への意識啓発

この計画の取り組みを推進し目標を達成するためには、職員一人ひとりが高い意識を持ち、積極的に実践する必要があります。環境管理責任者（環境保全課長）は、必要に応じて職員への研修を実施し、本計画の取り組みや進捗状況のほか、地球温暖化に関する情報を提供し、この計画の目標を達成するよう努めます。

(4) 公表

この計画の進捗状況等については、市公式サイトにより公表します。

羽村市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)
～はむらカーボンハーフプロジェクト～

発行 : 羽村市
令和5年2月
担当課 : 産業環境部環境保全課
Tel 042-555-1111 (代表)